

令和3年度

山口県防災会議

令和3年5月

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題：山口県地域防災計画の修正 項
(1) 災害対策基本法の一部改正を踏まえた修正 …… 1
- 4 報告
○ 土壌雨量指数の1kmメッシュ化に伴う土砂災害警戒
情報の発表基準の見直しについて …… 3
○ 国土強靱化地域計画の進捗状況等について …… 5
○ 各種訓練の実施について …… 6
- 5 閉会

〔配付資料〕

- ・山口県防災会議委員名簿
- ・令和3年度山口県防災会議 …… 本資料
- ・国土強靱化地域計画に基づく令和2年度取組状況 …… 資料1
- ・山口県地域防災計画 新旧対照表 …… 別添1～3

議題：山口県地域防災計画の修正

(1) 災害対策基本法の一部改正を踏まえた修正

災害対策基本法の一部改正（令和3年5月20日施行）を踏まえ、所要の修正を行う。

1 経緯

- (1) 避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが分かりにくく、本来避難すべきタイミングで避難せずに被災する人が多い。
 - ⇒ 避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満（住民アンケート）
 - ⇒ 警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくい（市町村アンケート）
- (2) 近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中。
 - ⇒ 令和元年台風第19号：65歳以上の死者数の割合 約65% (55人/84人)
 - ⇒ 令和2年7月豪雨：65歳以上の死者数の割合 約79% (63人/80人)

- 
- (1) 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。
 - (2) 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

2 防災計画の修正内容

(1) 新たな避難情報等の反映

- 避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し
- 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化
- 警戒レベル5として、緊急に安全を確保するための措置「緊急安全確保」を追加
- 住民に求める避難行動として、屋内で安全を確保できる場合、必ずしも立退き避難を求めないことが可能

(本編及び震災対策編の各所)

(2) 個別避難計画の作成の追記

- 避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成努力に係る規定を追記

(本編及び震災対策編第2編第9章、第12章「要配慮者対策」)

災害対策基本法の一部を改正する法律の概要

1 新たな避難情報について

- 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化
- 自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ
- 避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し

警戒レベル一覧表		【新たな避難情報等】		【これまでの避難情報等】
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹	災害発生情報
警戒レベル4までに必ず避難！				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	避難勧告 避難指示(緊急)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※ ²	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難 開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注 意報 (気象庁)
1	気象状況悪化の おそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象 庁)

※¹ 警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※² 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、改正前の避難勧告のタイミング

2 個別避難計画について

- 個別避難計画は、避難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画
- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

【計画の記載項目】

- ・避難行動要支援者の情報(氏名、住所又は居所、電話番号等連絡先、支援が必要な理由等)
- ・避難支援等実施者の氏名又は団体の名称、電話番号等の連絡先
- ・避難施設その他の避難場所、避難経路等に関する事項

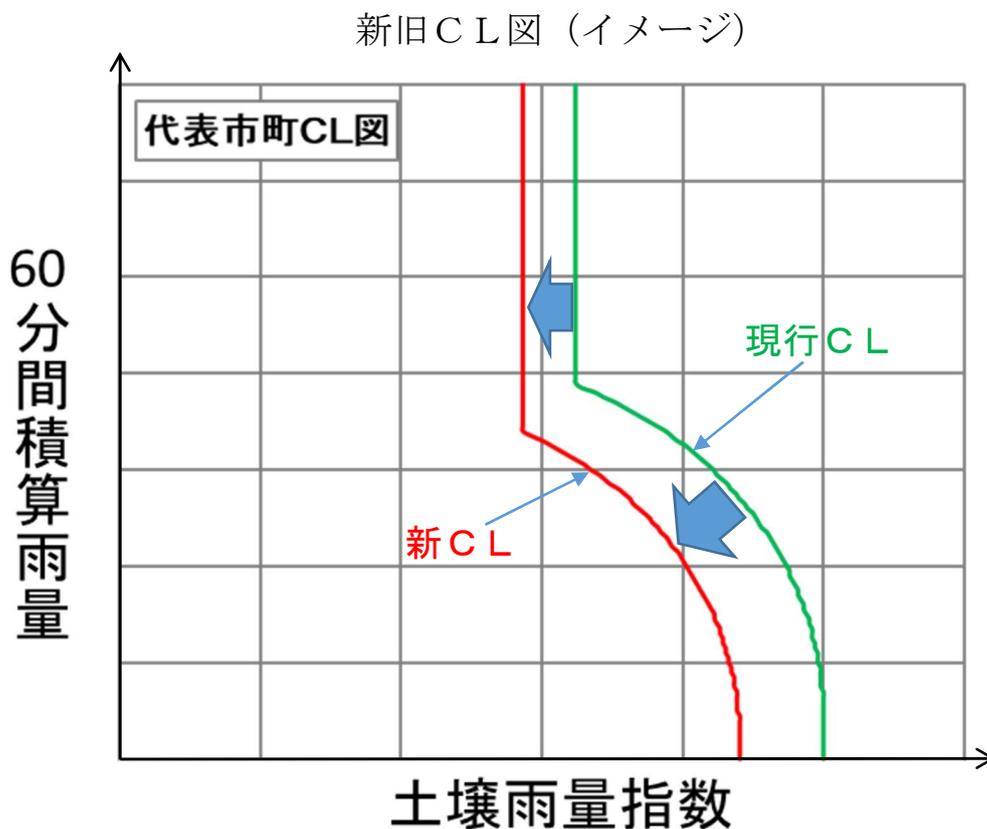
【報告】

土壌雨量指数の1kmメッシュ化に伴う土砂災害警戒情報の発表基準の見直しについて

県では、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害の危険がさらに高まったときに、市町長が避難指示等を発令する際の判断や自主避難の参考となるよう、平成19年6月より下関地方気象台と共同で「土砂災害警戒情報」を発表している。

【要旨】

国（気象庁）が実施する「土壌雨量指数の1kmメッシュ化」に伴い、土壌雨量指数がこれまでの5kmメッシュの基準より小さく算出されることから、適切なリードタイムを確保するため、土砂災害警戒情報発表基準線（CL）の見直しを図る。（6月3日より運用開始予定）



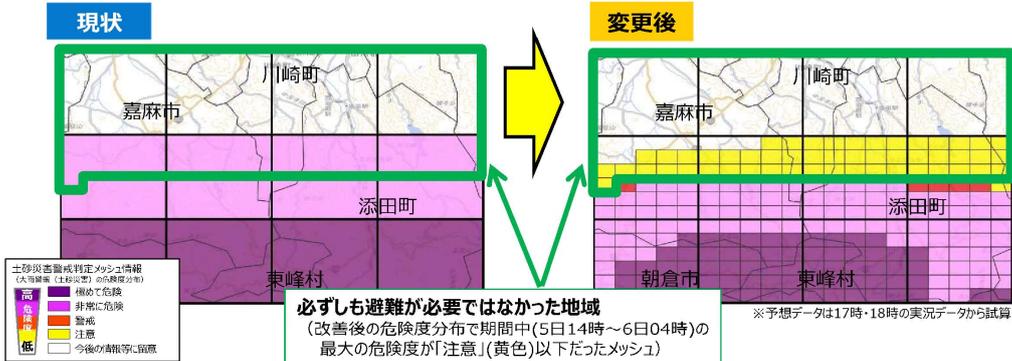
(参考：国が行う1kmメッシュ化資料)

防災気象情報をより一層活用しやすくするための取組

土砂災害の「危険度分布」の高解像度化【6月下旬から開始】

➤ 市町村が避難勧告等の判断により一層活用できるよう、土砂災害の「危険度分布」を現状の5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化。

土砂災害の「危険度分布」の高解像度化 平成29年7月九州北部豪雨における例（平成29年7月5日16時）



現行の土砂災害の「危険度分布」は解像度が粗く(5kmメッシュ)、必ずしも避難が必要でない住民にまで避難の必要性を伝える情報となっている場合がある。※ なお、一部の都道府県では1kmメッシュ情報を公開している。

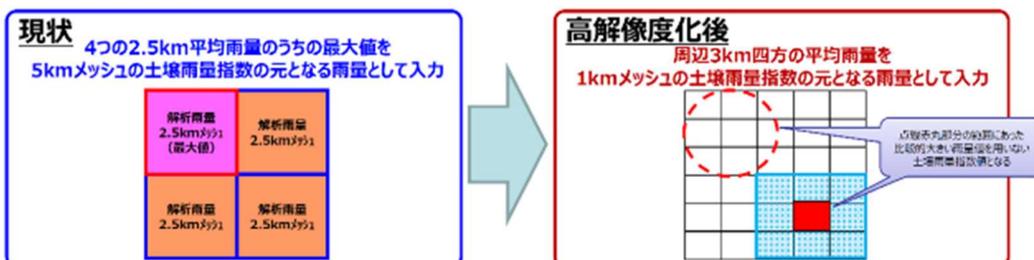
- 警戒避難への活用
- ① 市町村の避難勧告等発令判断に資する情報としての活用
(例) 都道府県が市町村の避難勧告を発令する単位で危険度を表示することによって、市町村が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。
 - ② 住民等の避難するマインドを向上させる情報としての活用
(例) 住民等が自分の今いる場所の危険度をより適切に把握できるよう、自宅等が容易に特定できる詳細な地図と重ね合わせ。

【参考】気象庁の提供する土壌雨量指数の定義(各メッシュサイズの土壌雨量指数の関係)

- 現行の土壌雨量指数は、5kmメッシュ内の2.5kmメッシュの解析雨量の最大値で定義される。
- 一方、平成31年度出水期から運用予定の1kmメッシュ(高解像度化)の土壌雨量指数は、周辺の1kmメッシュを含めた3km四方での解析雨量の平均値で定義される。
- 高解像度化した土壌雨量指数は、従来の5kmメッシュのものに比べ詳細な雨量分布を反映した適正な分布となり、5kmメッシュ内の降雨の少ない場所に過大な雨量を入力して指数を計算することもなくなる。

現行5kmメッシュと1kmメッシュの土壌雨量指数の計算条件の違い

項目	メッシュサイズ	計算条件
現状	5kmメッシュ	2.5kmメッシュ解析雨量の5kmメッシュ最大値
高解像度化	1kmメッシュ	周辺1kmメッシュを含めた3km四方での解析雨量の平均値



出展：国の事務連絡の別添資料
(国土交通省、気象庁 平成31年4月15日付け事務連絡)

【報告】**国土強靱化地域計画の進捗状況等について**

国土強靱化について、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取り組んだ結果、概ね重要業績評価指標の向上が図られている。

全指標の目標達成に向けて、今後ともハード・ソフト両面から取組を実施する。

1 取組状況（別添資料1参照）

令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間の初年度となる令和2年度において、57の指標のうち8の指標が目標値を達成

【重要業績評価指標（KPI）の達成状況】

説明	K P I
目標を達成	8
計画時から指標値が上昇	35
計画時から指標値が横ばい	14
合 計	57

2 令和3年度の主な取組

分野 No.	施策分野	令和3年度当初予算	
		事業（主なもの）	予算額 (百万円)
1	行政機能／警察・消防／防災教育等	・消防防災ヘリコプター運営事業 ・交通事故防止施設総合整備事業	281
2	住宅・都市／環境	・子育て支援特別対策事業 ・大気汚染常時監視事業	423
3	保健医療・福祉	・障害者福祉施設整備費補助事業	363
4	産業・エネルギー	・平瀬発電所建設事業 ・ぶちエコやまぐちCO2削減加速化事業	838
5	情報・通信	—	—
6	交通・物流	・公共事業(道路・港湾)	23,428
7	農林水産	・県営老朽ため池整備事業 ・経営体育成基盤整備事業	6,712
8	国土保全・土地利用	・公共事業(河川・海岸・総合開発・砂防) ・治山事業	17,706
9	リスクコミュニケーション	・災害時避難行動等促進事業	11
10	人材育成	・建設産業活性化推進事業	7
11	官民連携	・地域共生社会推進事業	2
12	老朽化対策	・老朽化対策 ※他分野で実施する事業と重複	—
合 計			49,771

【報告】

各種訓練の実施について

1 総合防災訓練（5月23日（日））

（1）目的

- ・出水期を見据えた、災害時における対応の手順等の確認・習熟
- ・自主防災組織を中心とした住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

（2）訓練内容

図上訓練（災害対策本部設置・運営訓練）、実動訓練（陸上・海上での救助・救出訓練）、WEB防災訓練（関係機関の防災に関する取組を紹介）

（3）会場

宇部市（宇部港芝中西埠頭、宇部市役所、宇部総合庁舎）、美祢市（別府公民館、美祢市役所）、山陽小野田市（小野田消防署、山陽小野田市役所）、山口県庁

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、訓練内容を一部変更して実施しました。

2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

（1）目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

（2）訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、オフサイトセンター運営訓練等

（3）会場

山口県庁、上関町

3 救援物資配送訓練（開催時期調整中）

（1）目的

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、物資の要請から避難所への配送まで一連の実動訓練を民間事業者等と連携して実施

（2）訓練内容

各種協定を活用した物資調達・配送、物資システムを利用した要請状況把握や物資管理等

（3）会場

調整中